

税金

問 ☎ 税務課 ☎025-520-5649、国保年金課 ☎025-520-5714

市税の種類と担当

種類	課税の概要	担当
市民税・県民税 (個人住民税)	個人の前年の所得等に対して所得割と均等割を課税するもので、県民税の課税と収納の事務も市で行います。	税務課個人市民税係
法人市民税	市内に本店または支店がある法人に対して法人税割と均等割を課税するもの	税務課税制・法人市民税係
軽自動車税	軽自動車等を所有していることに対して課税するもの	
市たばこ税	市内で購入されるたばこに対して課税するもの	
入湯税	鉱泉浴場の利用に対して1日当たりで課税するもの	
固定資産税・都市計画税	市内に所有する土地、家屋、償却資産に対して課税するもの	税務課土地係 税務課家屋・償却資産係
国民健康保険税	国民健康保険の加入者の所得等に応じて世帯単位に課税するもの	国保年金課国保管理係

※各税の詳細は、納税通知書または市のホームページをご覧ください。

納税に関すること

問 ☎ 収納課 ☎ 025-520-5654

納税の方法に関すること	担当
<ul style="list-style-type: none"> ●納付できる窓口に関すること ●口座振替に関すること ●コンビニ収納に関すること ●スマホ決済に関すること 	収納課収納管理係
納税の相談に関すること (こんなときはご相談ください)	担当
<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガで働けなくなった ●失業や事業不振などで生計が維持できなくなった ●災害や盗難で損害を受けた 	収納課徴収係

市税の納付方法

- **金融機関**：第四北越銀行、八十二銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、新潟県労働金庫、えちご上越農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会の本店と支店等、ゆうちょ銀行（郵便局）
- **コンビニエンスストア及びスマホ決済での納付について**（納付手続手数料はかかりません）
 - ・納付できる市税：市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税
 - ・納付可能なスマートフォンアプリ：PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い
 - ・取扱いできないもの：指定納期限を過ぎた納付書、バーコードの印字がないものや読み取れないもの、納付書の額を訂正したもの
- **口座振替のご案内**
 - ・市では、市税のほかにも料金、負担金、使用料、手数料なども口座振替が利用できます。

税関係証明書

種類	手数料	委任状(※)
所得・課税証明等	1件 350円(年度・個人毎)	必要
営業証明	1件 350円	必要
納税証明	1件 350円(年度・税目・納税義務者毎)	必要
固定資産関係証明	土地 350円、家屋 350円、償却資産 350円 (年度・土地・家屋・償却資産・所有者毎) (注) 土地家屋納税証明は1年度 350円。通常は3年度分 1,050円	必要
車検用納税証明	無料	必要(または車検証)
住宅用家屋証明 (登録免許税軽減用)	1件 350円	必要
都道府県民税の所得割額等の証明 (狩猟税申告用)	1件 350円	必要
酒税法に基づく納税証明 (一般酒類小売免許申請用)	1件 700円(2項目分の証明)	必要
公益法人認定法に基づく納税証明	1件 350円	必要

※代理の方(同一世帯の親族以外)が申請する場合は、証明を必要とする方からの委任状が必要です。
委任状には、本人の署名または記名押印が必要です。(法人の場合は、代表者印(法人名入り)の押印が必要)

●マイナンバーカードによる所得・課税証明書のコンビニ交付

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで最新年度の所得・課税証明書を取得することができます。

- 利用できる方
利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方で、上越市で課税されており、コンビニ交付サービス利用日に上越市に住民登録がある方
- 取得できる証明書及び手数料
所得・課税証明書 1件350円(最新年度の証明書に限ります。年度の切替は、毎年6月中旬です)

固定資産税・都市計画税

問 税務課 ☎ 025-520-5652

固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者に課税されます。
家屋の現況に変更があった場合は、下記の手続きをお願いします。

取り壊したとき	住宅や車庫などの建物を取り壊したとき(一部分の取り壊しを含む)は、必ず「家屋滅失届出書」を提出してください。その届け出に基づき現況確認を行います。届け出がないと、建物があるものとして、引き続き課税される場合があります。届出書は、税務課、各総合事務所及び南・北出張所の窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。
新築・増築したとき	建物を新築・増築した場合は、評価額の算定をするために実地調査をさせていただくことになります。調査日については、ご都合のよい日時を調整させていただきますので、税務課家屋・償却資産係にご連絡ください。

●交付申請先

税務課、各総合事務所、または南・北出張所

●受付時間

月曜～金曜日(祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)の午前8時30分～午後5時15分

南・北出張所は窓口延長期間があります。
3月～11月：月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後6時

※出張所ではお取り扱いできない証明もあります。
※不明な点は、事前にお問い合わせください

国民健康保険 問 国保年金課 ☎ 025-520-5714

職場の健康保険に加入している人と、その被扶養者として認定を受けている人、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険の届出

国民健康保険の各種届出は、事実の発生から14日以内に行ってください。各種手続の際は、世帯主と加入者本人のマイナンバーを確認できる書類、届出人本人を確認できる書類(※)をお持ちください。なお、加入または脱退する人と別の世帯の人が手続をするときは、委任状が必要です。

	こんなとき	手続に必要なもの
加入するとき	・他の市区町村から転入してきたとき	転入の届出の際にあわせて手続をしてください。
	・退職等により職場の健康保険を脱退したとき ・職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	<input type="checkbox"/> 健康保険資格等喪失連絡票(職場の健康保険の資格喪失日を確認できる書類)
	・国保に加入している人に子どもが生まれたとき	出生の届出の際にあわせて手続をしてください。
脱退するとき	・他の市区町村に提出するとき	転出の届出の際にあわせて手続をしてください。 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証
	・就職等により職場の健康保険に加入したとき ・職場の健康保険の被扶養者になったとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 職場の健康保険の保険証(被扶養者がいる場合は、被扶養者分も必要)
	・国保に加入している人が亡くなられたとき	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 葬儀を執り行った人(喪主)の口座番号がわかるもの(喪主に葬祭費を支給します)
その他	・市内で住所が変わったときや、世帯主が変わったとき	転居、世帯主変更などの届出の際にあわせて手続をしてください。 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(世帯員全員分)
	・保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	<input type="checkbox"/> 破損や汚れた国民健康保険被保険者証がある場合は、その保険証
	・交通事故にあったとき	交通事故など、第三者の行為によりケガをして医療機関を受診したときは、必ず市へ届出をしてください。 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 事故証明書

※本人確認のできる書類とは

1点で確認できるもの：運転免許証やパスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの証明書類。2点で確認できるもの：健康保険証や年金手帳など、顔写真がないもの。

国民健康保険税

国民健康保険税は、世帯ごとに納税(世帯主が納税義務者)していただきます。助け合いの国民健康保険制度を支える大切な財源です。納期限内の納税をお願いします。

国民健康保険の給付

医療機関などの窓口で国民健康保険被保険者証を提示することにより、かかった医療費の3割または2割を自己負担することで、医療を受けることができます。

●医師が必要と認めた補装具(コルセット等)や、あんまマッサージ・鍼灸しんきゅうの施術の費用などを全額自己負担した場合、申請することで自己負担額を除いた額が支給されます。

- 保険証を持たずに医療機関を受診(海外渡航中の治療を含みます)し、費用を全額自己負担した場合、申請することで自己負担額を除いた額が支給されます。
- ひと月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。自己負担限度額は、世帯の所得状況等により決まりますので、詳しいことは、国保年金課へお問い合わせください。
- 国民健康保険に加入している人が出産したときに、出産育児一時金を支給します。
- 国民健康保険に加入している人が亡くなられたときに、葬儀を執り行った人(喪主)に葬祭費を支給します。

国民年金 問 上越年金事務所 国民年金課 ☎ 025-524-4112 お客様相談室 ☎ 025-524-4115 国保年金課 ☎ 025-520-5716

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。

国民年金の届出

国民年金の各種届出は、事実の発生から14日以内に行ってください。各種手続の際は、届出人本人を確認できる書類(※)をお持ちください。

	こんなとき	手続に必要なもの
加入するとき	・退職等により職場の年金を脱退したとき ・配偶者が勤める職場の年金の被扶養者でなくなったとき	<input type="checkbox"/> 健康保険資格等喪失連絡票(職場の年金の資格喪失日を確認できる書類) <input type="checkbox"/> 年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーを確認できる書類のいずれか
脱退するとき	・就職等により職場の年金に加入したとき ・配偶者が勤める職場の年金の被扶養者になったとき	勤務先事業所が年金事務所に手続を行います。
その他	・加入している人が亡くなられたとき	加入していた年金制度により、届出先及び必要書類が異なります。詳しくは、窓口でお問い合わせください。

※本人確認のできる書類とは

1点で確認できるもの：運転免許証やパスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの証明書類
2点で確認できるもの：健康保険証や年金手帳など、顔写真がないもの

■国民年金保険料

国民年金に加入する(厚生年金や共済組合に加入している人などを除く)と日本年金機構から納付書が郵送されます。納付期限内に納付をお願いします。

また、納付が困難な場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」や「学生納付特例制度」があります。このほか、保険料が割引となる前納制度や口座振替制度もあります。詳しくは、上越年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

■年金の請求手続(障害年金を含む)

加入していた年金制度により、届出先及び必要書類が異なりますので、上越年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。

■年金の問合せ先

上越年金事務所(西城町3-11-19)

資格や納付に関する相談 国民年金課 ☎025-524-4112 給付に関する相談 お客様相談室 ☎025-524-4115

■後期高齢者医療制度 問 ☎ 国保年金課 ☎ 025-520-5717

生活保護を受けている人以外の75歳以上の人は、後期高齢者医療制度に加入しなければなりません。加入者へは、誕生日までに後期高齢者医療被保険者証をお送りします。また、65歳以上で、一定の障害のある人も申請により加入することができます。

■後期高齢者医療制度の届出

後期高齢者医療制度の各種届出は、事実の発生から14日以内に行ってください。各種手続の際は、加入者本人のマイナンバーを確認できる書類及び届出人本人を確認できる書類(※)をお持ちください。

	こんなとき	手続に必要なもの
加入するとき	・75歳になるとき	届出は必要ありません。
	・他の市区町村から転入してきたとき	転入の届出の際にあわせて手続をしてください。
脱退するとき	・他の市区町村に転出するとき	転出の届出の際にあわせて手続をしてください。 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証
	・加入している人が亡くなられたとき	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 葬儀を執り行った人(喪主)の口座番号がわかるもの(喪主に葬祭費を支給します)
その他	・保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	<input type="checkbox"/> 破損や汚れた後期高齢者医療被保険者証がある場合は、その保険証
	・交通事故にあったとき	交通事故など、第三者の行為によりケガをして医療機関を受診したときは、必ず届出をしてください。 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 事故証明書

※本人確認のできる書類とは

1点で確認できるもの：運転免許証やパスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの証明書類。 2点で確認できるもの：健康保険証や年金手帳など、顔写真がないもの。

■後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、一人ひとりから納付していただきます。助け合いの後期高齢者医療制度を支える大切な財源です。納期限内の納付をお願いします。

■後期高齢者医療保険料の給付

医療機関などの窓口で後期高齢者医療被保険者証を提示することにより、かかった医療費の1割または3割を自己負担することで、医療を受けることができます。(令和4年10月から、新たに自己負担割合2割が創設されます)

- 医師が必要と認めた補装具(コルセット等)や、あんまマッサージ・鍼灸の施術の費用などを全額自己負担した場合、申請することで自己負担額を除いた額が支給されます。
- 保険証を持たずに医療機関を受診(海外渡航中の治療を含みます)し、費用を全額自己負担した場合、申請することで自己負担額を除いた額が支給されます。
- ひと月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。自己負担限度額は、世帯の所得状況等により決まりますので、詳しいことは、国保年金課へお問い合わせください。
- 後期高齢者医療制度に加入している人が亡くなられたときに、葬儀を執り行った人(喪主)に葬祭費を支給します。